

令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会

令和3年12月16日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

【高柳契約調整技術担当課長】 先生方、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

これまで、前回の部会以降、事前説明で多くの時間をいただきまして、ありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

また、直前まで調整していたこともありまして、資料の送付が昨夜ということになって、そこについて事務局としておわび申し上げたいと思います。

また、本日6個の議案を御審議いただくことになるのですが、木下先生、御予定があるということで、今回議案の4が終わった段階で御退席いただくということで聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

【木下委員】 申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、先生方が今日御出席なさっているということの記録を取るために、前回同様スクリーンショットを撮らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【一同】 はい、結構です。

【高柳契約調整技術担当課長】 小見先生の回線があまりよくないようなので、ちょっとだけお待ちくださいませ。小見先生、聞こえますか。

【小見委員】 聞こえているのですが、今大学内ですけど、大学の回線がよくないようなので、カクカクしています。すみません。

【入札監視委員会事務局】 すみません、では撮らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【一同】 はい、お願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 今撮れました。

【入札監視委員会事務局】 ありがとうございます。

【高柳契約調整技術担当課長】 では定刻となりましたので、これから開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉契約調整担当部長】 これより令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私、財務局契約調整担当部長をしております小泉でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和2年度の第3四半期に発注しました工事につきまして御審議いただきます。委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から忌憚のない御意見を頂戴し、東京都の入札契約

手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っておりますので、ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。

次第の2に早速移らせていただきまして、本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございますので、紹介は割愛させていただきます。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

次に、定足数の御報告をいたします。当第一監視部会は、現在は4名の委員によって構成されております。審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き議決できないこととなっております。本日は4名の委員の皆様が出席されておりますので、当部会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

なお、先ほどお話がありましたけれども、本日木下委員が御都合により15時まで御審議いただく予定となっております。木下委員が御退席後も4名の委員のうち3名が引き続き御出席されますので、当部会は有効に成立することをあらかじめ御報告申し上げます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、若林部会長にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議等なし)

【小泉契約調整担当部長】 それでは若林部会長、よろしく申し上げます。

【若林部会長】 ありがとうございます。コロナ禍がなかなか収束しない中、またこういった形にはなりましたが、開催していただき、誠にありがとうございます。また開催に当たっては、都の皆様に変な御尽力をいただきまして、こちらも深く感謝いたします。今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局、契約調整技術担当課長の高柳でございます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第6号に基づく談合情報処理に係る審査として、令和2年度の第3四半期に談合情報処理を行いました事案について御審議いただきます。議案は1つでございます。

次に、要綱第2条第1号に基づく定例審議として、令和2年度の第3四半期に契約した工事と、令和3年6月30日に開催いたしました、令和3年度第1回第一監視部会にて継続審議となった事案について御審査いただきます。議案は5つでございますが、2件同時審議が1件ありますので、審議対象の案件は6つとなります。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしてございますが、まず、A4縦の次第一式と、A4横の「定例審議対象事案の抽出について」という資料1枚、こちらに本日の定例審議案件の一

覧がございます。それから、定例審議の議案1から議案6になります。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは若林部会長、議事の進行をよろしくお願ひしたいのですが、実は今、職員が若干遅れて……。失礼いたしました。参りましたので。

それでは若林部会長、議事の進行をどうぞよろしくお願ひいたします。

【若林部会長】 ありがとうございます。それではまず、この後、審議を予定している定例審議の事案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和3年度の定例審議の対象案件の抽出方法は、高額、高落札率案件の事案については、高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定することとしております。そうして最終的に決定した事案は資料1に記載した事案となっています。したがって審議に当たり、いま一度御確認ください。

それでは、これより審議に入らせていただきます。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では取材等の方は今日はいらっしゃいませんか。ではこのまま進行させていただければと思います。

もう御到着されていらっしゃいますね。

【高柳契約調整技術担当課長】 お続けください。

【若林部会長】 はい、すみません。

それではまず、談合情報処理に係る審査を行います。議案1について準備の上、御説明をお願ひいたします。

－（談合情報処理審査）（非公表部分）－

（下水道局入室）

【若林部会長】 よろしいでしょうか。それでは、ここからは定例審議を行います。

続きまして、議案2の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願ひいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【田中総務部長】 下水道局総務部長の田中でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

【和田管路管理課長】 管路管理課長、和田でございます。よろしくお願ひいたします。

【浅岡契約課長】 契約課長、浅岡です。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2を御覧ください。

議案2につきましては、2件同時審議の案件でございます。いずれも高額、高落札事案及び1者入札の事案として抽出されました案件で、特命随意契約により契約を行ったものがございます。件名は、1件目は「管きょ維持補修工事（複数単価契約）」、2件目は「公共ます設置工事（複数単価契約）」です。

本件は、令和3年度第1回第一監視部会において審議いただき、継続審議となった案件でございます。工事の概要につきましては、各議案の2ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは本事案について質問や御意見がある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下でございます。よろしいでしょうか。

この工事については、前回の議論でもこの特命随契の相手方としての、この協同組合というのが適正なのかどうかということも議論していたのですが、いろいろお話を伺いまして、こういう団体、協同組合を相手方にする必要性については、実は理解もだんだん深めてきたところでございます。工事の特徴や業者さんの特徴などからして、取りまとめて発注を、言ってみれば受け入れる団体があるということの利便性や、それが業者さんの間の不公平にならないようなところは分かってきたところです。

今度、今回の資料を拝見して私が気づいたところは、これは特命随契なので、見積り合わせという形で金額を決めていっているのですが、一方で、これは複数単価契約ということで、発注量が増えれば、この見積り合わせの金額を超えて発注ということは当然あり得るのではないかと思うのです。そうすると、この見積り合わせのときに、詳細な単価表、複数単価契約の単価表というのは、これは公開されて、しかもこの値段が、言ってみれば調整の対象になっているのか、それとも全体としてこういう単価表の下で、総額で見積り合わせになるのか、その過程がよく分からないので、複数単価契約のこの単価表の扱い、あるいはそういうものの今後の、これから実際契約を実施していくときにどのような役割になるのか、それについて御説明いただきたいと思います。

そして、こういう大型の複数単価契約で、見積り合わせの形で、総額の見積り合わせを行うという意義を教えてくださいたいと思います。

以上です。

【高柳契約調整技術担当課長】 すみません、事務局から簡単に、この辺りの手続についてお話しさせていただきたいと思います。

まず複数単価契約ですけれども、発注する部署において、当然積算をしまして、それぞれの、複数の項目がございますので、それぞれの単価を設定した上で発注をするということを行っています。

見積り合わせに当たりましては、参加者が単価を提示してまいりますので、そのそれぞれ

の単価が、発注者が設定した単価を下回る場合に、参加者が提示した単価を採用すると、こういうふうにしておりまして、仮に発注者が設定した単価を上回るものがあれば、交渉を行って、全ての単価が都の設定した単価を下回る場合に初めて相手方とできると、こういったやり方としております。

当然、交渉を伴うものでございますので、見積り合わせの過程では、都の単価を公表するということはしてございません。こういう形で、要は一個一個の単価を交渉して下回った場合に初めて契約の相手方となり得ると、こういったものでございます。

【木下委員】 ありがとうございます。そうすると、これだけの単価表を毎回都度、一個一個交渉して、見積り合わせをするとすると、それ自体相当な経験値といいますか、過去からの蓄積がないとなかなか難しいことではないかと思うのですけれども、この協同組合ということで、その辺の情報量というか、過去からの集積があって、対応できていると考えればよろしいのでしょうか。

【和田管路管理課長】 そういうこともあるかと思うのですけれども、現在は、情報公開制度が充実していきまして、基本的には、過去の単価は全て情報公開で入手することができます。ですから、その辺を業者さんは分析をして、単価設定をして、応札してきているのではないかと思います。

これは、この単価契約だけではなくて、競争入札の工事も同様に単価はもう全て情報公開で業者さんは分かっておられますので、業者さんのその分析の中で応札してきているのではないかと考えられます。

【木下委員】 分かりました。ありがとうございました。

【森岡委員】 それでは森岡からよろしいでしょうか。

この間、大変丁寧に説明を、詳細な資料も含めて御提供いただきまして、ありがとうございました。また私のほうは下水道の工事の現場も見させていただきまして、大変貴重な経験をさせていただきました。

それで、大変特殊な工事であるということ……、管きよと公共ますと同時に、今、片方ずつやったほうがいいですか、部会長。

【若林部会長】 もう一緒にやっただいて結構です。

【森岡委員】 話が行ったり来たりしてしまうかもしれないのであれですが、一緒に。いずれも特殊な工事であります。特に管きよの維持補修工事に関しては、緊急対応が必要だというお話を伺っているところで、それはそれで十分に理解できたところであります。

一方で、これはもうずっと申し上げていましたけれども、過去、相当長い歴史でずっと特命随契でやっているという状況で、他者が手を上げる可能性があるのかどうかという点については、結局実証されていない状況が何十年も続いているというところかと思えます。

先ほどの予定価格算定のための見積りのほうですが、多分それも本来、複数業者から取るというのが前提だろうとは思いますが、なかなか多分難しい状況なのかと思ってはいます。そういう意味で、このままで本当にずっといいのだろうかという点は繰返し私

のほうで申し上げてきたところであります。

他の自治体で御調査いただいたところでは、少なくとも東京都と同じ形で、両方を全て23区一括で特命随契でやっていくという例はないということで、何らかの形で競争性を排除するような手続はされていることが多いと、傾向としては。規模等が全く違うというお話も十分伺っておりまして、それも理解できる場所ではあります。この辺り、チャレンジをする意味はないのだろうかというところをずっと私は思っていたところです。

御説明の中で、入札にすると協同組合のほうがそもそも応じてくれなくなってしまうかもしれないというのは御説明もあつたりして、それは本当にそうなのだろうかというのは分からなかったのですが。そういうようなやり取りの中で、最後に少し、下水道局の方々には、何か今後こういうふうはこの契約の在り方を考えたいというものがもしあれば、部会での審議の際に教えていただきたいということを事前説明を受ける際に申し上げたという記憶でございます。

その辺り、もし現時点で、こういうお考えがあるということがあれば、教えていただきたいのですが。

【田中総務部長】 まず委員の先生方におかれましては、この間、当局からの説明に貴重なお時間を割いていただきまして、また下水道工事の現場のほうの御視察も、日程の許す限りお越しいただきましたことにまず御礼を申し上げます。その際にも工事の特殊性、これまでの経緯などを御説明させていただいたところですけれども、現在の仕組みは、下水道の成長とともに巨大となったストックの緊急の補修の在り方などについて、本来ですと、競争入札が原則であるということ踏まえまして、試行錯誤を繰り返す中で生まれてきたものでございます。

その結果、24時間365日、緊急工事などには迅速・的確に対応できているということ、それから中小企業振興にもかなうものであるということから、現行の契約方式を取ってきたところでございますけれども、その在り方につきましては、いただいた御意見も踏まえまして、継続的に検証を行っていきたいと思っております。

具体的には、工事を適切に履行できる業者がほかにはいないのか、業者・業界にヒアリングを実施していきたいと思っておりますし、東京の下水道の維持・管理の現状につきましても、定期的に点検を行っていききたいと、こういうふうにいるところでございます。

【森岡委員】 その中で今は、管きょ維持補修工事と公共ますの設置工事が同じような契約形態になっているわけですが、これを、公共ますのほうは、緊急性という点ではちょっと…迅速な工事が必要だということは伺っておりますが、管きょに比べればそのスピード感とかが違うのではないかと思います。その辺は分けて考えると、そういうことはなかなか難しいのでしょうか。

【田中総務部長】 もちろんヒアリングを行うときには分けて考えさせていただきますし、ますの設置につきましても、20年前に入札によって施工させていただいた結果、実際は不調により工事が遅れるといった状況もございましたので、そういったことも踏まえな

がら、一方、それからまた20年経過しているということもありますので、業者・業界のほうにヒアリングをその点丁寧に行っていきたいと思っております。

【森岡委員】 ヒアリングの場合に、現行の仕組みを前提にして、これで受けられるかと聞かれると、直ちに受けられませんという答えが当然予想される場所かと思えます。なので、どのような形だったら受けられるかというところも踏み込んで、ヒアリングをしていただく必要が私はあるのかと思っております。

特に、なかなか難しいのかもしれませんが、他の自治体では計画的な補修工事との組合せでやられているところもあるという話で、それが東京都の実態ではそう容易ではないのだろうとは想像はしますが、それは何十年もこういう仕組みが続いていけばそうなってしまうと思うのですが、その辺も柔軟に考えていただく必要があるのではないかと。

23区一括というところも、決して業者の位置だとか、あるいは工事の発生場所が満遍なくあるわけではないというお話も伺っておりますので、そこは容易ではないでしょうが、東部、南部、西部とか北部とか分かりませんが、含めて、いろいろやりようがあることはないのかということをおもっております。

この場で私が、こういう契約が望ましいということをお断言できる知見は全くございませんので、素人が何を言っているのだというお話だろうと思っておりますが、このままでいいのかというと、私はやはり。特に見え方としてはもうこれ以前から問題になっておりますとおり、歴代理事長さんが東京都の下水道局の方であるというようなことも含めて、都民の納得というのはなかなか得難いのではないのかと。このままで大丈夫ですというお話だけでは通用はしない。

私が、チャレンジで入札したらどうですかというお話もしていたのですが、チャレンジしたら大変ですというお話もありまして。それは私も責任は持てませんからあれですが、今お話しいただいた、具体的に、それこそ見積りを取るということでもないですが、契約形態について柔軟に考えつつ、他の業者が参入しやすいような仕組みを考えていただく。

率直に申し上げますと、今までの御説明の中で、メンテ組合があるのが当然所与の前提であるということの御説明は伺っておりますが、参入障壁を下げようという発想で、どのような方向があるのかというところ、競争性を確保する、透明性を確保するという点、これが東京都の入札のポリシー、契約事務のポリシーだと私は理解していますが、そのための観点から見ていただく必要があるのかと思っております。

可能であれば、かつその検討状況というのは、この入札監視委員会が今後も継続するものである以上、定期的に御報告をいただいて、我々でも一緒に議論させていただくという機会があってもいいのではないかと考えているところでございます。

そこは仕組みとしてそういうものが当然あるわけではないと思っておりますから、どういうふうを実現するのか分かりませんが、これで、あと頑張って検討してくださいという話では、私個人は、ないと思っております。

関連資料、すみません、私のほうで判例なども送りましたが、随契で違法だと、少なくとも

も裁判所で、裁量の範囲を超えて違法だという判断までは、今回の件は多分いかないだろうと思うのです。ただ、いろいろああいう法の本質だとかを踏まえたときに、これでそのままいいですという訳にはいかない。供給者がここでなければいけないという、特殊なものはよく分かるのですけれども、ほかにも我々の委員会で特殊なもので、ほぼ1者しか受けられないようなものを入札で実施しているということは多く見ておりますので、そういうところのバランスでも特命随契が所与の前提であるというのは私としては定期的にそこは検討して、進捗をしていただきたいと思いますと思っていますところでは。

すみません、長々しゃべりました。森岡の意見でございます。

【田中総務部長】 ありがとうございます。いただきました御意見を踏まえまして、それから引き続き、他の自治体の契約の状況、こちらもしっかり調査をいたしまして、あと私どもも事業の執行に当たりまして、専門家の皆様から御意見をいただく機会を設けております。そういった中で御意見を伺うなど、客観性を高めながら納得いただけるようなやり方で進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【小見委員】 小見です。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。私も現場を見せていただいて、非常に貴重な体験をさせていただきました。また御説明いただいて、いろいろな長い歴史の話などもお伺いしたのですが。

私も、森岡先生とほぼ同じようなことで、当日コメントさせていただきましたので、それ以上特に付け加えることはございませんけれども、先ほど来言われている、ヒアリングをするときに、何か具体的な案のようなものを持ってヒアリングしないと、ただ「どうですかね」と聞いても、「いや、難しいですよ」というような答えになることがほぼ予見されますので。

こんな案もあるだろうし、こんな案もあるのだろうけれども、この案の場合には何が問題かとか、この案の場合は、なぜこれができないのかというような、具体的な何か方策を持ってヒアリングをされるのがいいのではないかと思います。

以上でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。私としましても、継続審議で審議させていただいております中で、いろいろ御説明をいただいて、この組合の必要性、重要性、あとこの組合が負っている仕事の特異性、3K職場であり、非常に担い手が少ないという、そういった特殊な事情については理解させていただけたと思っております。

ただ、それは逆に言いますと、下水道局さんにとっても唯一無二の存在ですということになってしまいますと、都としてもこの組合がなくなってしまうたら、あるいはこの組合に何か問題が起きてしまったら大変だという意識が働かれて、何かこの組合に問題があっても、あるいは問題があるおそれがあっても、目をつぶって、とにかくこの組合に存続してもらって、今までどおり仕事を請けてもらうしかないという、そういう方向に流れていってしまうのではないかと。

そういったところからなれ合いが生じるようなことがあっては取り返しがつかないと考えておりますので、この件については、すぐに改善できるということではないかとは思いま

すけれども、今のままではまずいという意識を強く持っていただいて、長期的な目で改善を目指していただければと思っております。

では、ほかの委員の皆様、特に追加の御意見等はございませんでしょうか。

では取りまとめに入らせていただきたいと思います。いろいろな角度からの御指摘や示唆に富んだ御意見を各委員からいただきましたところではありますが、その一方で、本議案については、現状の整理などを踏まえ、今後、注視していく必要性、改善を求めていく必要性が認められると思えますものの、本件契約本体について、手続の過程において明らかな違法性までは確認できないという審議結果に、今の段階ではなるのではないかと考えます。

しかし、各委員からの御意見をまとめますと、今後の契約手続に当たっては、さらなる検討や改善の余地があるのではないかと整理できると考えております。こうしたことを踏まえ、本議案については、審議結果に加え、部会として今後に向けての意見を付記することとしたいと考えますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは改めまして、審議結果としては、本件契約について、手続の過程において、明らかな違法性までは確認できない。付記する意見については、さらなる検討の余地があると考えられるため、審議での意見を踏まえ、今後の発注に向けた検証作業を進めていってほしいとさせていただき、部会としても、今後の検討の状況に注視していく。先ほど森岡委員からありましたけれども、何らかの形で報告を受けられるような方策を御検討いただければと思えます。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

【森岡委員】 結構で、全く異存はありません。ちなみに制度部会に今、我々が議論した話が、その制度論にどう落とし込まれるのか、よく分かっていないのですけれども、共有、あるいはほかの第一監視部会との関係でも、実質的な意味での共有ができるかというのかと思っているところです。つい全体会だと議題も多くて流れていってしまうので、そういう機会が、せつかくここまで御説明もいただいて、資料も作って、我々もそれなりに時間を使って検討したところでもありますので、そういう機会が入札監視委員会全体でも設けられればいいのかと思ったところでもあります。

本当はほかの部会の先生などにも御意見を聞きたいというのはあったところではありますが、より幅広い点で、というのがあります。これは今後の進め方の話でありまして、特に取りまとめの意見に影響するものではございませんが、申し上げました。

【若林部会長】 今の件、事務局の皆様から何か御回答はございますか。

【高柳契約調整技術担当課長】 なかなかこうした前例がございませんで、その辺りのことを今具体的に申し上げることは難しいのですが、先生から今いただいた御示唆を含めまして、どのようなことができるか、そこはまた相談しながら考えさせていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは、今申し上げた趣旨を踏まえて、事務局の皆様には文書の取りまとめをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

発注部署であります下水道局の皆様におかれましても、本日までの審議での意見等に基づいて、しっかり検討を今後も進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【田中総務部長】 ありがとうございます。いただいた御意見をしっかり踏まえて、検証していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局ですけれども、後日、事務局にて文言の整理をさせていただきます。皆様方に御報告差し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【若林部会長】 ありがとうございます。では下水道局の皆様、ありがとうございます。今回は丁寧に御対応いただきまして、大変感謝しております。今後ともよろしくお願いいたします。退出をお願いいたします。

(下水道局退室)

(警視庁入室)

【若林部会長】 では続きまして、議案3の審議を始めたいと思っておりますので、御準備の上、説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3の事業所管局でございます警視庁の出席者を紹介させていただきます。【古木用度課課長代理(契約調整担当)】 警視庁総務部用度課課長代理、古木と申します。よろしくお願いいたします。

【石川交通捜査課課長代理(交通捜査企画担当)】 警視庁交通部交通捜査課課長代理、交通捜査企画担当の石川と申します。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案3を御覧ください。1者入札及び同一事業者による長期継続受注の事案として抽出されました案件で、件名は「交通事故自動記録装置更新・新設工事」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望2者、指名10者、応札1者で、落札率は98.98%となっております。工事の概要につきましては、次の2ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは本事案について質問や御意見のある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下でございます。すみません、最初にいつもお話しさせていただいて恐縮ですが、この工事は、都内の、今回の対象となったのは7つの交差点の信号機に新しく自動記録装置などの設備を付加するという工事だと思うのですが、当然都内に多数ある交差点の信号機に、順次計画的にこういう工事は行われているのだと思うのですが、これを見ますと、長期にわたってこの今回落札した光洋という企業が、応札1者で、辞退率も高

く、長期に継続しているというように見えるのですが、この入札の参加者を見ますと、一部希望ですが、ほとんどが追加の指名ということで、10者そろえて1者というやり方を継続しています。

私が疑問に思いますのは、こういう非常に部分的な工事であれば、ほかに別な工区があって、この10者の中で、別の工区ごとに、例えば分担ではないですけども、この工事はここが取るといふようなことで配分しているのではないかと、だからほとんどが辞退ではないかというようにどうしても見えてしまうのですね。一個の建物を建てるなどという工事ではなくて、計画的にたくさんの工事が分割発注されているから、こうやって同じような業者さんが集まって、ずっと一つの会社が取っていると。でも別の工事を見たら、別の業者さんが取っているというようなことが起きるのではないかとこの疑いがあります。

こういう信号機の工事というのが、都内で1年間に、1期で幾らぐらいあり、この指名された10者というのがそれぞれ別の工事を受注していたりするような関係にあるのかどうか。もしその辺がお分かりになりましたら御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 交通事故自動記録装置自体は、おおむね年間に1件か2件の発注という形になっております。2件になる場合には多摩地区がある場合、1件のみのときには23区内だけという形になります。したがって、おおむね年に1回か2回しかこの工事は行われないうことになっております。したがって、先生御指摘のような、幾つかの分割発注で、それぞれの業者が取っているという状況にはございません。

【木下委員】 ありがとうございます。逆に言うと、だとすると、これだけ同じようなメンバーが毎年、毎年10者ぐらい、入替えはあるのですけれども、幾つかの会社は大体同じような会社、それも信号機に関係する会社が何者か入っていて、ずっと1者が取っているというのは、果たして追加指名をすることの意義というのはどういう意義があるのでしょうか。ほとんど辞退だということから考えると。追加指名は本当に入札をやったという形を整えることにはなりますが、本当に競争性を実質的に高めることになっているのかどうかについて、御意見いかがでしょうか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 希望業者が少ないという点は、私どもも問題であるとは認識しております。少ない理由は、恐らく交通信号機のほうから情報を取って、それを画像や音声と一緒に記録するという装置ですので、交通信号機について詳しい業者のほうが、この業務には適しているというところがあると思いますが。

信号機の、通常の信号機を設置する、あるいは移設する、そういった工事は年間に200件以上の入札が行われております。これを年に1回か2回、この交通事故自動記録装置の入札をやる際にも、その前後にも同じように通常の信号機の入札も行われておりますので、業者から見ると、あまり魅力がない工事なのではないかという認識です。

手間はあまり変わらないけれども、新しい機械を取り付けなければならないとなると、やったことのない業者は、そんなに積極的には希望を上げてこないという状態であるのは間

違うという認識があります。以上でよろしいでしょうか。

【木下委員】 木下ですが。そうは言っても希望業者が2ないし3者あるということは、今の説明で1者のみが入札をかけて、ほかは全員辞退と不参というのが何年も続いているというのは不自然に見えるということは御指摘したいと思います。今の御説明を聞いても、果たして、はい分かりましたと、何となく腑に落ちないところがございます。すみません。感想的なところで最後失礼いたしました。

【若林部会長】 今、小見委員、何か言いかけられたでしょうか。

【小見委員】 すみません。私も似たようなことで。そうであれば、少し入れ替わりはあっても、毎回手を挙げる必要がないですし、手だけ挙げて辞退をするというのも不自然。それがしかも、たまたま多くの場合、辞退するというのはあっても、毎回1者しか残らないという、光洋さん以外は全員が必ず辞退するということが、資料を見ても4年連続で続いているというのは、確率的にはそういうことは起こり得ないと思いますので、何か構造的な問題があるのではないかと推察されます。

もちろんこの選び方に疑義があるというよりは、そもそもきちんと入札に応じているような仕組みになっていないのではないかという気がいたしますので、その辺の改善を御検討いただきたいと思います。以上です。

以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。森岡委員、ございますか。

【森岡委員】 事前質問でもさせていただいていたのですが、この光洋さんがずっと落としているというのは、もともとの装置のほうについて、光洋さんが何か特別な代理店をやっているとか、入手ルートがあるとか何かそういうのがあって価格的に強いとか、あるいはほぼ、ほかは実施できないような状況とか何かあるのかと思ったのですが、その辺の事情は何か分かりますか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 こちらで把握しておりますのは、これまでこの案件で取り付けられている装置は皆、三菱電機製のものであります。三菱電機の代理店は、カナデンというところが行っておりますが、三菱電機及びカナデンと、この光洋という会社の間には特に関係があるようには見受けられません。

光洋というのは、もともと千葉県の会社でありまして、主に千葉県内の信号機の工事をやっていた会社が東京のほうにも進出してきて、今は盛んに東京の工事も請け負っているという状況であります。カナデンという代理店は、神奈川県の子会社でありまして、三菱電機や横河電機の代理店を行っている会社ですので、特段その間に関係があるというのではないかと考えております。

【森岡委員】 ちなみに、これは事前質問にも含まれてあれですけれども、それこそ千葉県警本部、神奈川県警本部、埼玉県警本部でも似たような工事をきつとやっておられるのではないかと思うのですが、そういうところで落としている業者は何か警視庁として把握されているところはありますか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 よその県の具体的な事情について全て把握しているわけではありませんけれども、他府県よりも警視庁のほうが求めている機械自体が高度なものでありますので、そういった点で同じではないと考えております。

【森岡委員】 何か仕様が違うのですか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 先ほど申し上げましたけれども、警視庁の場合には、信号機のほうからデータを取って、それも併せて記録するという形になっておりますので。

【森岡委員】 他県だとそこまでやっていないのですか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 というふうにも聞いておりますが、詳しく全て取り寄せているわけではないので。

【森岡委員】 指名をかけるのだったら、この記録装置を他県で落としている業者があれば、東京にまるで支店も何もないということは普通ないのでしょうかから、そこにも指名をかけたら、もしかしたら可能性もあるのではないですかねと単純に思っただけです。

光洋さんが全国で全て占めているというのだったら別ですが、多分そこまでの規模の会社ではなさそうな感じですし。少なくとも関東近県でやっているところがあれば、落としているところがあれば、そこも対象にしてもいいのではと。もう既に入っているのかもしれませんが。それは私も分かりませんが、ということがあるかと思っただけです。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 来年以降、他府県の調査も行いまして、指名については検討させていただきたいと考えております。

【若林部会長】 では私のほうから一つ質問ですけれども、今、辞退理由を見ておりまして、今回手を挙げたもう1者の株式会社内外というのが、結構具体的な辞退理由を挙げていて、先ほどの話に出ておりました「カナデンより見積りを取ったところ、TAAMSセンサーや制御機の見積単価が公表単価のほぼ倍の金額であったため、積算した金額が予定価格より過大になったため辞退」という理由を述べているのですが、この見積単価が公表単価のほぼ倍の金額だったという、こういった経緯や背景について、何か御存じのこと、あるいはお調べになったこととかはございますか。

【古木用度課課長代理（契約調整担当）】 この件につきましては、内外のほうからそういったことが来ておりますので、内外には話を聞いたところ、うちのほうの公表している単価というのは実勢価格ですので、前の年に恐らく光洋が入手した金額が反映されているものと思われましても、内外のほうは高かったという話があったというところです。

実は先週、今年の入札が行われましたが、残念ながら世界的な半導体不足の影響で、カメラが製造できないということで、不調になってしまったのですが、その際に、カナデンのほうにも私どものほうから一応ヒアリングをさせていただきました。カナデンとすれば、そういったことはないはずだということを言っているのですが、そのところ、去年どういった経緯があったのかというのが、はっきりしたところは今のところ把握できていないという状況であります。

【若林部会長】 分かりました。

ほかの委員の皆様、追加の御質問、御意見等ございませんか。

そうしましたら、取りまとめに入らせていただければと思いますが。手続等について特に問題ないということであれば、改善等に係る意見の申入れはせず、審議結果として入札及び契約手続等が適正に運用されているといった報告を行うこととします。

何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、そのことに係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなりますが、皆様、いかがでしょうか。

【森岡委員】 特段、結構だと思います。なかなか半導体不足でも大変だと思いますが、他県の状況なども調査してやっていただくということであれば、それで私としては。

【木下委員】 結構です。

【若林部会長】 それでは、今申しあげました内容でまとめさせていただきたいと思いますので、事務局の皆様、よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 承知いたしました。

【若林部会長】 それでは警視庁の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(警視庁退室)

(水道局入室)

【高柳契約調整技術担当課長】 木下先生、時間が予定よりも少し伸びているのですが、もともとは次の審議のときに御退出いただく予定だったので、いかがでございますか。

【木下委員】 そうです。先ほど申しましたように、3時ぐらいまでということなので、もしお時間が途中で過ぎるようであれば、途中で失礼させていただくかもしれませんけれども、お進めいただきたいと思います。

【高柳契約調整技術担当課長】 承知しました。

では部会長、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

【若林部会長】 それでは、議案4の審議を始めたいと思いますので、御準備の上、御説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 議案4の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。

【草野契約課長】 水道局の経理部契約課長、草野でございます。よろしくお願いいたします。

【谷本配水課長】 水道局給水部配水課長の谷本と申します。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案4を御覧ください。

高額、高落札事案及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「江東区亀戸二丁目1番地先から同区亀戸一丁目40番地先間外2か所配水小管布設替工事」です。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望5者、指名5者、応札1者で、

落札率は100%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは、本事案について質問や御意見がある委員はお願いいたします。

【木下委員】 すみません、それでは木下から、後の時間の関係もあるので一言申し上げさせていただきます。

これは拝見いたしますと、もともと当初発注のときは不調に終わったために、2回目のときは事前公表で5者で、言ってみれば、4者辞退にはなりましたが、一応5者の希望が出て、事前公表で落札者が決まったという案件のようですが、金額の経緯を見ますと、当初発注のときのほうは、予定価格4億6,800万円余りで1者辞退で不調、2回目のときは金額が4億1,600万と下がっているのですが、一応100%で落札ということで、通常、不調になりますと、金額を調整して、少し値段はむしろ上げたりして、希望者を増やすようにするものですが、これはどうしてこんなに下がった形で入札ができたのでしょうか。その辺を御説明いただけますでしょうか。

【谷本配水課長】 2回目の契約に当たりまして、これは1案件の中で、配水管の布設替えの場所が何か所か複数あるわけですが、その一部を削って再発注をしたということもございます。そのため工事の金額が幾らか下がったということもございます。

【木下委員】 そういたしますと、同じ件名のように見えますけれども、工事箇所を少し削ったために、実数的には業者から見ると、変な言い方ですけど、価格的には無理のないような価格で入札ができるということになったということでしょうか。

【谷本配水課長】 そのとおりでございます。

【木下委員】 そうすると意味が分かりました。結局は、金額の点で落札者がいないものを、工事内容を工夫することで落札者が出たということの案件だということに理解いたしました。

【若林部会長】 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

【小見委員】 よろしいでしょうか。小見ですが。

これは総合評価方式が使われたということで、結局価格的にはどこも100%で入れてきて、それで内容的なところで、ここでいうと、資料の6ページ目に、総評定点というのが載っていて、69点と65点と70点というので、この70点のところ選ばれたということだと思うのですが、

これの具体のどの部分が評価されたのかということがどこかに載っているのでしょうか。ちょっと見当たりませんでした。もし簡単に御説明いただければ幸いです。

【草野契約課長】 契約課長でございます。

それを1点説明させていただきますと、6ページのこちらの資料ですが、こちらは入札をして落札をしたRODEO株式会社、こちらの直近3件の工事成績でございます。

【小見委員】 そうですか。

【草野契約課長】 技術実績の総合評価の場合、こういった形で直近3件の工事成績を評価する仕組みとなっていて、それを提出していただいたというものでございます。

【小見委員】 そうすると、ほかのところの直近3件に比べて、ここが一番高い点だったということなのでしょう。

【草野契約課長】 ほかにつきましては、5者希望があったのですが、4者辞退しております。落札した以外は辞退をしており、結果、1者になったということで。また、応札に当たりまして、電子入札を使ってやっておりますので、この事業者も、別にほかに希望者がいないとか、そういうのは一切分からない状況でやっておりますので、競争性というものは一定確保はできていると考えております。

【小見委員】 これはちなみに何か質疑応答のようなものはあるのですか、事前に、業者との間で。

【草野契約課長】 仕様を公表した後に、質問受付期間というものがございます。

それは、例えば公表した資料で分からない件などを質問いただいて、それに対して回答するといった仕組みはございます。

【小見委員】 その質疑応答自体は公表されるのですか。

【草野契約課長】 公表ではなくて、電子調達上で回答するのですが、指名者全員に平等に回答いたします。

【小見委員】 そうすると質疑応答の時点で大体分かっていますよね。つまり、質疑が自分のところの質疑しかなかったら、ほかのところが出していないので、これは札を入れないのであろうということが、100%ではないですけど、かなりの確度で分かってしまうと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【草野契約課長】 これまでの傾向を見ますと、質問してこない業者もかなりおりますので、必ずしもおっしゃるようなところは当たらないのかとは思いますが。

【小見委員】 ただ、ある程度推測するような根拠になり得るということではありますよね。少なくともたくさん質疑が、自分のところ以外に質疑がいっぱい出ていけば、いっぱいコンペティターがいるということは分かりますが、自分のところの質問しか公表されていなかったら、少ないだろうということが、ある程度は分かってしまうのです。

これはこれだけの問題ではなくて、ほかでもこういう同種の問題があるのですけれども。これ自体はどういうふうにも変えることはできないですか。つまり、文言をそのまま公表しないなど、そのまま直接公表したら、自分の質問であることは完全に分かるのですよね。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。

今の小見先生の御発言、御意見、お答えさせていただこうかと思うのですが、こうした質疑回答につきましては、それぞれの工事を発注するときに、いつもやっていることです。このような質問回答については、その内容自体が契約の中でも最優先され、次が仕様書、次が図面とかという順番が決まっています、その中で質問回答であったものは、事業者さんはそれぞれ質問してきますが、そこはしっかりと共有して、疑問点があればそれは皆さんの中

でしっかりと共有した上で、入札に臨んでもらいたいと我々は思っております。その上で皆さんが見えるような形にしているといったようなところがございます。

また、入札に当たって、当然先ほどもお話があったように、質問は、なされる方、あるいはそうではない方、それはそれぞれ多分にいらっしゃると思いますので、そういったことも含めて、事業者さんの利便といたしましょうか、ほかの人たちが質問した内容も知ることができるといったことも踏まえて、我々はこのような制度を運用しているところでございます。

【小見委員】 もちろんその公表は非常に理解できるのですが、一方で、そういう点もあるかと。つまりそういう入札においては、それが推測の判断基準になり得るので、痛しかゆしのところですけども。その辺のところを何か、といっても難しいですね。自分で質問しておきながらそうなのですけども。そういうのも何かこういうのに影響を与えている可能性があるということで、一応意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。3分ほど前に木下委員が退席されておりますので、記録として入れさせていただきます。

森岡委員、いかがでしょうか。

【森岡委員】 大体もう出尽くしたところかと思っておりますが、これは当初不調になって、次の再入札をするときに、工事の範囲を区切ったというか、そういうお話がありましたが、これは次にどうしたら応札者が出るのだろうかというの、役所の中だけで決めるのか、それともヒアリングのようなことをするのかという、実際のところはどのようなのでしょうか。

【谷本配水課長】 本件について申し上げますと、特にヒアリングといったことは行っておりません。また一般的にも、不調になった原因については局内で一旦整理をし、分析をした上で、現場の組合せであるとか、そういったものを再考し、再発注といったことが一般的な扱いという認識でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。今回は物理的に区切れば、単純に1件当たりの単価が上がるような話かもしれません。よく分かっていませんけれども、そういうこともあってできたということで。すみません、これはもう特に問題意識を持ってというよりもあれなのですが、その際のヒアリングの仕方もなかなか微妙な感じがあって、全者に声をかけるのか、例えば今回だったら見込みのありそうなところだけに声をかけるのかなど、どのような配慮をされているのでしょうかという質問です。

【谷本配水課長】 ヒアリングを行わない一つの理由としましては、これまでも困難な案件あるいは施工の難易度が高い案件については、どうしても受注者側が応札を手控えるといった傾向にございましたので、その部分については、我々のほうで一定程度、これまでのデータなども含めて検討した上で、発注の方法なり、あるいは現場の組合せを考えるということをまずは優先的に取り扱っておりますので、そういった意味で、ヒアリングについてはその先の話かという捉え方をしてございます。

【森岡委員】 分かりました。今回されていないので、ということですかね。承知しました。

【若林部会長】 では、私のほうからですが、今回の辞退した業者の辞退理由を拝見すると、本当かどうかは分からないですけれども、配置予定技術者の配置が困難、あとは下請業者が見つからなくなったと、そういった理由が書いてありまして、もしこれが本当であるとすると、希望を出した時点では確保できる見込みだったけれども、開札が行われるまでの間に予定が狂ってしまったと受け取れるところがあるかと思うのですが、なので、もし開札までの期間をもう少し短くできれば、もう少し競争性が生まれる余地があるのではないかと。

特にこのように事前公表の案件であれば、出してくる内容もある程度把握しやすいというところもあるかと思しますので、そういった案件についてだけでも、もうちょっと開札までの期間を短くできるというような、そういう検討の余地というのはあるのでしょうか。

【草野契約課長】 契約課長でございます。見積りの期間なのですけれども、こちら実は法令上、建設業法で、一定期間を取らなければいけないというようなところもございます。また、しっかり正確に見積もっていただくために一定期間が必要ということで、現在ぐらいの期間を取っているというところでございます。

先生のおっしゃるように、多少の増減というのはあり得ますけれども、現在のところはそうした考え方で、統一的な見積り期間を取って発注をしていると、そういう状況でございます。

【若林部会長】 それはその見積り期間だけではなくて、その見積り期間が終了した後、開札までの期間についても定められているということなのですか。

【草野契約課長】 定められているのは見積り期間だけでございます。

【若林部会長】 私の趣旨としては、見積り期間の最後の最後まで事業者には計画を練っていただいて、その上で希望を出していただくという前提で、希望が締切りまでに出そろってから開札までの期間を、こういった事前公表の案件だけでも、もう少し短くすることはできないのかという、そういう趣旨だったのですけれども、その点はいかがでしょう。

【草野契約課長】 流れといたしまして、まず案件を公表します。それが大体1週間ぐらいあるかと思うのですが、その公表期間中に希望申請を受け付けます。それを受け付けて、その希望者の中から指名という行為をするわけなのですけれども、その指名をしてから開札までの期間、この期間について、一定期間を取らなければいけないということになっております。そういう仕組みになっております。

あと、その期間を短くすれば、辞退者が減るのではないかという御意見だと思うのですが、これも想像でしかないのですけれども、業者側からすれば、取れるかどうか分からないような状況にもあるわけで、恐らくそのために、幾つか、取りあえず希望を出しておいて、様子を見ながら、「こっちが取れたからこちらはやめよう」や、「こちらは取れなかったからこっちを頑張ろう」など、そういうような業者側の行動があるのではないかと想像しております。

以上でございます。

【若林部会長】 分かりました。では、ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、知事等に意見の具申等を行うかどうかについて、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。特に今回は意見具申はしないということによろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 そうしますと、御異議ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきたいと思えます。

では、事務局の皆様、その方向でまとめをお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 承知いたしました。

【若林部会長】 水道局の皆様、今日はありがとうございました。御退席をお願いいたします。

(水道局退室)

【若林部会長】 それでは、議案5の審議に入ります前に、本来であれば20分間の休憩ということになっていたのですが、時間が押していますので、いかがでしょうか。10分休憩で3時20分からよろしいでしょうか。

では、13分ぐらいありますね。3時20分からよろしくをお願いいたします。

(休憩)

(下水道局入室)

【若林部会長】 では皆様、おそろいでしょうか。

議案5の審議を始めたいと思えますので、御準備の上、御説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案5の事業所管局であります下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【浅岡契約課長】 経理部契約課長の浅岡です。よろしくをお願いいたします。

【石黒施設管理課長】 流域下水道本部技術部施設管理課長の石黒です。よろしく申し上げます。

【濱本センター長】 流域下水道本部北多摩一号水再生センター長の濱本です。よろしく申し上げます。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案のほうを御覧ください。1者入札及び同一事業者による長期継続受注の事案として抽出されました案件で、件名は「北多摩一号水再生センター汚泥焼却設備改良・補修工事」です。本件は、特命随意契約により契約を行ったものです。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。本議案につきましては、審議に入る前に御退席

されました木下委員より意見をいただいておりますので、最初に読み上げさせていただきたいと思っております。幾つかあるのですけれども、一気に読ませていただきたいと思います。

汚泥焼却設備改良・補修工事の件名で、過去5年間に5件の発注があり、1者応札の希望制指名入札3回と、特命随意契約2回で、全て三機工業株式会社が受注している。今後も同様の発注が続くのか。全体を改良・補修するために工期を分割して発注しているのか。毎年度度新たに必要な箇所が発生して、工事が発注されているのか。設備改良・補修工事の見通しを教えてください。また、設備改良補修工事の発注件額が徐々に上昇しているのは、工事内容が変化しているためか。工事費用が上昇しているためなのか。このように高額な改良・補修工事が継続するのであれば、新規の設備を導入する予定などはないのか。その場合は競争入札が現実に行われることになるのではないかと。

以上になります。

こちらの御質問について何か説明や御意見等ございますか。

【石黒施設管理課長】 まず焼却炉という、ごみとかでよく御存じだと思うのですが、下水でも焼却炉というのがあるので、焼却炉というのは、結局はいろいろな機器の構成された、メーカーさん独自の設備でございます。ですので、逆に言うと、そういう機器に対して、システムとしていろいろな機器を構成して、それをどういうふうに制御して、どういうふうにコントロールするかというのがメーカーさんのノウハウであります。ですので、そういう部分をやる場合はどうしても特命随契にせざるを得ないというのが現状でございます。

ただ、過去に競争入札でやっている時期があったという御指摘もあつたとおり、焼却炉といえども、焼却炉で燃やす設備、汚泥を投入して、燃やして、その排ガスも、法令に守るところまで除去するわけですね。ただ、その前段の、汚泥を供給するところの前段、そこまで持ってくるのと、出た灰はそのまま外へ出すだけですので、ここに関しては、メーカーさんの独自の技術でなくてもできると考えています。ですので、そういう部分の工事部分が多いときは、特命随契をやめて、指名競争入札ができるだろうと考えています。

ただ、本体の部分に関してのウエートが大きいときは、メーカーさん独自の技術でそのノウハウが必要ですので、特命随契になっているという状況でございます。ですので、別に契約方法を変えたとか、そういうことではございません。

【浅岡契約課長】 同様の件名で毎年発注されているというのは、今お話になっていただいている……

【石黒施設管理課長】 そうですね。あと補修サイクルのお話があつたと思うのですけれども、焼却炉というのは、普通の常時使っている機器と違って、850度以上の高温で使用しております。

ですので、劣化というのが毎年どんどん進んでまいります。通常の機器に比べて、補修のコストというのは高いです。

ですので、新しい機器を入れたとしても、結局は毎年のように、850度に耐えるための

設備の補修など、そういうのは絶対に必要になってきます。耐用年数としては、国交省で10年と定めているのですが、私たちとしては、それを効率的に維持管理することで、今は20年以上、炉を使っていくというような形で、LCCが最小化になるような努力はしております。

【浅岡契約課長】 あと、毎年これだけの金額をかけて補修するのであれば、新規に造り替えた方がいいのではないかとのお話ですね。

【石黒施設管理課長】 今そのお話をしたとおり、新規に造ると五十億、六十億というお金がかかります。造ったとしても、850度で燃やしていますので、レンガ、耐火物とか減ってきますし、そういう高温の部分というのは、毎年のように溶けたりして、交換していかなければいけない。だから毎年定量的な補修費というのはどうしてもかかってくるので、私たちとしては、今それを適切にやらせていただいているという考えでございます。

【浅岡契約課長】 補足させていただきますと、新規にやった場合には、どういう契約形態になるのかということだったのですけれども、新しくするのであれば、当然競争入札になりますし、金額は焼却炉なので、非常に大きいもので、金額も非常に大きくなりますので、一般競争入札で十数億かけてやるような工事でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。今のお話ですと、十数億かけて新規の設備に替えたとしても、今の技術というか、今の状況であれば経年劣化というものが毎年のように生じてきて、新規に替えたからそれが減るというわけではなく、同じような状況が続いてしまうことが見込まれると。画期的な技術発展などがあれば別だけれども、ということですかね。

【石黒施設管理課長】 先生が言われたとおり、もちろん時間がたつとだんだん補修費というのは上がってくるので、それを今私たちは25年というのを目安にして更新することで、最適な最小の費用で最大の効果を出していきたいと考えています。

【若林部会長】 ありがとうございます。木下委員からは、工期分割ができないかというところもありましたけれども、今のお話ですと、そのメーカー特有の部分というのはなかなか分割できるものではないので、むしろそのメーカー特有の部分をいかに絞って、それ以外の部分と分けていくかという形で、競争入札の部分をつくっていつている状況であるという理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

【森岡委員】 ごめんなさい、木下先生の質問の中で、金額が毎年上がっているような話もあった気がするのですが、これは工事の種類が違うから別に単純に上がっているとは言えないのだと、そういう話なのですか。

【石黒施設管理課長】 そうです。工事の部位が変わります。毎年やらなければいけない部分や、5年、10年周期でやる部分などです。古くなると15年周期などというお金がかかるところも出てきますので、ですので、補修経費としてはもちろん少しずつ平均をすれば上がってくる形で、実際のところは凸凹すると思います。そういう部分が当たったときは費用がかさむことになります。

例えば昨年度やった熱交換器ということで、焼却炉の場合、熱を取る設備などは、短いサイクルで替えるものではないので、昨年はそういうところを替えて、コストは上がっているということです。ですので、一律に右肩上がりということではなく、出込み、引込みは間違いなく出てきます。

【小見委員】 よろしいでしょうか。

この三機工業さんというのは、この焼却炉そのもののメーカーでもあるのですか。

【石黒施設管理課長】 焼却炉の製造メーカーさんでございます。

【小見委員】 こういうこの手の製造メーカーは、どれぐらいあるのですか。例えば東京に供給できるような範囲で考えると。

【石黒施設管理課長】 ざっと数えただけでも五、六社がございます。

【小見委員】 それで、この12ページの平成30年までは、少なくとも入札に参加されているわけですね。参加というか辞退はされていますけれども。

【石黒施設管理課長】 そうです。

【小見委員】 だからそういうところでも、補修ができないわけではないのではないのですか。つまり技術的に完全に無理だということではなくて、ただその製造メーカーさんのほうがやりやすいという、そういうレベルの話なのではないでしょうか。

【石黒施設管理課長】 そういうことではなくて、流動焼却炉といっても、炉の中をどういうふうに効率的に燃やすとか、そういうのはメーカーさんの全て独自の技術でございます。車のエンジンと全く同じです。どこでうまく燃焼させるかということで、炉とは非常に大きい中で850度で燃やすのですが、どこで最初にきれいに燃やして、最終的に灰に出していくとか、その灰の処理のシステムとか、各社さんでみんな考え方が違います。

それで、各社さん独自の技術の中で、最適な制御を組まれているので、同じ焼却炉、流動焼却炉という名称でも、機器の構成から制御の仕方まで全て少し違います。

【小見委員】 そうだとすると、12ページのこの平成28、29、30で、入札のリストに載っているのは、これは今の話だと出来レースだったということに聞こえますけれども、いかがでしょうか。

【浅岡契約課長】 先ほどもちょっと御説明したことと同じになってしまうかもしれないのですが、本体の部分で、そのメーカーの独自の技術でないといけない部分と、周辺の機器で、外に灰を運び出すというお話をしたのですが、そういった汎用性があるような機械の部分であれば、競争入札できますので、そういったそのときの補修の内容によって、特命随契でないといけない部分もありますが、基本的には競争入札できるような形で組んで考えてはおりますので、競争入札に適さないところは特命随契で、メーカー独自の技術の特命随契しているというのが現状でございます。

【小見委員】 そうすると令和元年と令和2年がたまたまその独自技術のところに関係するところだったという理解でよろしいでしょうか。

【浅岡契約課長】 はい、そうですね。その比重が非常に大きいというような。

【石黒施設管理課長】 たまたまというか、このときは焼却炉本体系をかなりいじっているということです。平成29年、30年というのは、どちらかというと、先ほど話しました、灰として出た後に、最終的に搬出するような部分だったので、これに関しては指名で出していると、そういうウエートが大きかったからと、そういうふうに理解していただければと思います。

【小見委員】 そうすると、これは今後また競争入札になる可能性が十分あるということですか。

【石黒施設管理課長】 はい、これに関してはゼロではありません。もちろん今お話ししたとおり、劣化した部分がどこの部位かによって発注の仕方というのは変わってきます。

【小見委員】 了解いたしました。

【森岡委員】 森岡から伺います。

特殊だというお話で、この資料で言うと、この1ページとかを見ると、今回の外部熱交換器の改良・補修については同社のみが保有する技術情報に基づき云々ということで、製造設置会社独自の技術情報を有する三機工業が唯一の業者であると判断されたということですが、よくあるというか、造ったところしかいじれないというのはよく社会的にはある話だろうとは思いますが。

一つは、ここで言われている技術情報なるものは、当然東京都には開示されているものという理解でいいのですかという質問です。

【石黒施設管理課長】 技術情報というか、もちろんその熱交換器、この部品の図面であったり、熱収支というのは私たちのところにはデータとしては出ております。

もちろんただそれを私たちもオープンにはできないので、私たちの維持管理に使わせていただいているという感じです。それはあくまでも工事の図面として、最終的な竣工図として提出していただいています。

【森岡委員】 技術情報という言葉が、多分設計図法というか、仕様書とかそういうものであるのは当然含まれるとして、あとはノウハウのようなものも含めて、こういう意味でおっしゃっているかどうか分からないところではあるのですが。

いずれにせよ、懸念するのは、この三機工業が造ったものは三機工業しか直せない、改良できないということになると、三機工業がこの事業をやめてしまったり、あるいは倒産してしまったということになると大変ですし、その際に、東京都が持っている技術情報を基に他社に発注できるような状況でないといけないのだろうと思うのですが、そういうような情報は、ノウハウも含めて東京都のほうできちんと確保されているのか。

【石黒施設管理課長】 そうですね。基本的にはそういう場合というのは、焼却炉ではないのですが、例えばディーゼルエンジンなどですと、そういう製造メーカーがなくなってしまって、そのメンテをどうしようといったときに、そういう資料を使って、他社さんに当たらせていただいて、協力を得ながら、次の維持管理ができないかとか、そういう検討はしたことはございます。ただ、焼却炉メーカーでは今のところ、そういうところは出てございま

せん。

【森岡委員】 今回の技術がどの程度のものか分かりませんが、多分最先端というよりも、どちらかというところある程度確立した技術なのかなと想像はするのですが、燃やしたり、熱交換とかというものは、技術自体は汎用的なものだろうとは思っています。ただ例えば部品を入れ替えるのに、ねじでも金具でもいいですけれども、金型からいちいち起こして作れますかと、もし仮に特殊な製法であればですね、ということはあるのでしょうか、そういう次元の話なのかが、もうこれは無理に違いないというところは本当に思い込みの部分はないのですかというようなのは、ちょっと気にはなるところではあるのです。

【石黒施設管理課長】 今、焼却炉技術というのは、温室効果ガスの削減が求められています。下水処理は一酸化二窒素という温室効果ガスが出るのですけれども、これが高温焼却をすると非常に削減できるということで、いかに高温にしたり、どの部分を高温にすると、温室効果ガスとしては排出量が減るのか、そういうようなこともメーカーさんの協力を得ながらいろいろ試行錯誤しています。

確かに熱を交換する技術というのは、先生が言われるとおり昔からある技術ですが、それをシステムとしてどういうふうを活用していくかというのは、今もまだ日々進歩している技術でございます。

【森岡委員】 なるほど。全体、これはもともと新設したときは入札で三機工業が入っているわけですかね。というところは、いろいろあるのだろうということ、あるいは独自ではない部分はできるだけ切り離して、入札にかけていただいているということだろうと思うのですが。これはでも、その側面と事業廃止とか倒産とかということ、あるいは資本がまるでがらりと変わって、怪しげな業者になるなどということも、我々弁護士をやっている限り、しょっちゅうある話なので、なかなか怖いよねというところで。できるだけ東京都としては、いざとなったら、きちんと従前のもっている情報を基に、他社にも発注できるような体制を整えられたほうがいいです。

今回の件、具体的な熱交換器と高度な高熱化による処理というところの中身は、私は全く分かりませんので、何とも言いようがないのですが、そういうところを今まで努力されているのだと思いますが、極力そういう形で、仮に応札者が1者しかずっと出ないのだとしても、入札するような形が取れると。つまり外部にきちんと情報を出して、その受注者のほうできちんと工事ができるような体制を取っておかれることが必要かと思いました。技術的なことは分かっておりませんので、ちょっと的外れかもしれませんが。

熱交換器というところだけを見ると、別にそんなに難しくなさそうだよねと思ったりしたものですから、というところでございます。

【石黒施設管理課長】 熱交換をするだけでしたらそういうことです。

【若林部会長】 では、私のほうからは、こちらはちなみにいつ設置されたもので、あと何年ぐらいで交換予定というか、新設のものに建て直す予定になっているのでしょうか。

【石黒施設管理課長】 設置は平成8年です。

【浅岡契約課長】 新たなものとしては令和6年に更新。

【石黒施設管理課長】 次のものが建つ予定でございます。それで、焼却炉も新しい技術で温室効果ガス削減や、最終的に燃料を使わないで燃やすなどやっているものですから、そういうのが安定した暁には、古い炉を廃止していくという形でございます。もう年数としてはかなりたっているんで、あともう少し頑張ってもらおうというような状況でございます。

【若林部会長】 分かりました。先ほども御説明がありましたけれども、どんどん技術が革新しているというのがありますし、あと世界的な流れとして、温室効果ガスの削減でしたり、そういった環境負荷への影響というの也非常に注目が高くなっていると思いますので、必ずしもその耐用年数を全うさせることだけに注視するのではなく、より社会の意向に沿う形で、あともちろん価格の関係もそうですけれども、より最善の交換時期、新設備の導入を含めて御検討を進めていただければと考えます。よろしくお願いします。

ほかに御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは知事に対して意見の具申をするかどうかの取りまとめを行わせていただきたいと思いますが、特に改善に関する具申は行わないということによろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 そうしましたら、御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていることを確認し、特に本件については、改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、下水道局の皆様、第2議案からの方もいらして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。御退席をお願いいたします。

(下水道局退室)

(東京消防庁入室)

【若林部会長】 よろしいでしょうか。

それでは続きまして議案6の審議を始めたいと思いますので、準備の上、御説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案6の事業所管局でございます東京消防庁の出席者を紹介させていただきます。

【矢野施設課長】 東京消防庁施設課長の矢野でございます。

【白澤施設保全係長】 同じく東京消防庁施設保全係長、白澤でございます。よろしく申し上げます。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案6を御覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「東京消防庁本部庁舎(2)耐震改修工事」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望3者、指名10者、応札1者となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。では本議案につきましては、審議に入る前に御退席されました木下委員より御意見をいただいておりますので、私が代読させていただきます。

希望制指名競争入札で10者が参加したようになっているが、実際は参加希望を申し出た育栄建設以外の9者は辞退または不参となっており、1者入札となっている。

希望業者3者のうち2者も辞退または不参となっており、結局総合数値が最も低い業者が1回の入札で落札しているが、このような経過では競争入札の実態がなかったのではないのか。また、希望者が複数あったのに、選定業者を足して10者指名をそろえることに意味があるのか、という御質問になります。

これについて、何か説明、御意見等ございますか。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは事務局のほうから、今の木下先生の御意見にお答えさせていただければと思います。

大きく2つの御質問かと思っております、1つ目が競争入札の実態がなかったのではないかというお話だったかと思っております。東京都におきましては、先生方も御存じかと思えますけれども、電子調達システムを活用してございまして、案件の公表から入札までを、この一連の手続を電子化しております。

この手続におきましては、例えば他の事業者が参加しているかどうかですとか、あるいはどの事業者が参加しているかといったことは、入札参加者は知ることができません。仮に参加者が1者であったにしても、1者であることを知り得ないで入札を行うということになりますので、潜在的な競争はしっかり働いていると我々は考えてございます。

このような手続であることに加えまして、指名競争入札では、任意選定を含めまして10者を指名するという原則がございまして、競争性は確保できていると考えてございます。

2つ目の御質問で、10者をそろえることに意味があるのかといったような趣旨の御質問だったかと思っております。我々の東京都競争入札参加者指名基準というものがございまして。ここにおきましては、競争性を確保するという観点から、原則として10者を指名すると、こういったように定めてございまして、希望者が10者に満たないといった場合には、任意選定を東京都側で行って、10者を指名すると、このような運用をしています。

本件につきましては、指名に当たりまして、B等級ということでの発注でございまして、任意選定に当たっては、B等級の事業者から実績の要件を満たさない事業者を除くということをしなから、地域性などを踏まえて指名すると、このような運用をしております。

こういう運用をしております、任意選定をすることに意味がないのかといったことに対しては、任意選定をした事業者が落札した事例というのも当然でございますので、競争性の確保に任意選定は我々としては有効なものだと考えているところでございます。

木下先生の御意見についての御回答は以上でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。今のも踏まえまして、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

【小見委員】 よろしいでしょうか。小見ですが。

事前の御説明のときにもあったと思いますし、それからこの14ページの資料のところに、この新星建設さんの辞退理由が具体的に書かれてありまして、「居ながら工事のため、工事進行中に予想できない事柄が多く発生することが懸念され、見積り上過大になった」と書いてありますが、とはいうものの、こういう居ながら工事ということもそんなに珍しいことではなくて、全くあり得ないことではないので、それなりに各社とも経験があると思われるのですけれども。

逆に言うと、この想定された価格が実態に比べて低過ぎたというようなことはあり得るのでしょうか。この居ながら工事ということに関するそちらのその分に上乘せられるであろう金額というのは、金額というか割合というのは具体的にどれぐらいに例えばなっていると、そういう具体的な取決めがあるのでしょうか。取決めというか規約でも何でもいいのですけれども。

【白澤施設保全係長】 白澤でございます。居ながら工事という面では特に考慮していませんが、土日工事というところでそれなりの係数をかけて積算をしております。

【小見委員】 土日に工事が行われるからというので。

【白澤施設保全係長】 はい。

【小見委員】 それはどれぐらいのアップになるのでしょうか。

【矢野施設課長】 すみません、ちょっと今すぐには出ません。

【小見委員】 それにもよるのですけど、土日の超過分と居ながら工事の超過というのが、実態としてあまり合っていないという可能性がもしあるのであれば、今後改善の可能性が、余地があるかと思いました。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。私のほうからは意見というより感想のようになってしまっているのですけれども、今回も辞退理由でかなり具体的に書いてくれた業者が出てきて、先ほど別件でも具体的なことを書いてくれた事業者が出てきて、それに基づいていろいろ局の皆さんもフォローしてくださっていたり、検証してくださっていたり、非常によい効果が出てきていると思います。

もともとは辞退理由も聞かない、聞けないというような状況から、こういったところまでこぎつけられたのは、非常に良かったかと思っております。

今後、またますますより具体的に書いてもらいやすいような状況、具体的にはあれですけども、具体的に書いてくださいというような付記をするなどして、より具体的な内容、率直な理由というのを示してもらって、もし可能であればフォローいただくなどして、よりそれを反映して、よりよい競争入札が行える状況をつくっていただければありがたいと思います。

以上です。

ほかの皆様、委員の皆様、追加の御意見等はございますか。どうぞ。

【森岡委員】 森岡です。

これはそれほどあれなのですけれども、東京消防庁本部庁舎ということで、その耐震ですが、普通のオフィスビルなどの耐震改修工事に比べると、すごくハードルが高く、困難な工事であると、そういうような事情は特にはないのですか。

【矢野施設課長】 施設課長、矢野でございます。災害があったときの119番通報を受けるという意味で言うと、絶対に間違いがあってはいけないということが入札参加者の方には重く受け止められたのかという気もいたします。正直なところ多分そうかと。実際の話、24時間365日動いている庁舎でありますので、そういった意味でも、困難性といいますか、大変なところは事実ありますけれども、そういう印象を持たれたかもしれません、と私は思っていますけれども。

【森岡委員】 今回の案件は、客観的な仕様自体が通常の耐震仕様よりもちょっと上のグレードのようなことがあったりするのでしょうか。

【矢野施設課長】 耐震改修工事の検討で、いかにコスト的な面も含めて、どういったことがよりよい工事になるのかという検討をした結果、この柱に鉄板を巻いて、補強するという工事に決まりまして、それと併せて、事務室の中の天井の耐震性もアップさせるという工事も含めての発注になっておりますので、特に変わったというか、特別難しい工事だということではないと思っています。

【森岡委員】 なるほど。ただ、請ける業者さんからすると、この消防庁本部庁舎は、これはプレッシャーがかかるといえればかかるかもしれない、ということもあるかということですかね。分かりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。小見先生もよろしいでしょうか。

それでは、知事に意見の具申等を行うかどうか、まとめさせていただきたいと思いますが、特に本件については、改善に関する具申を行わないということで委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 そうしましたら御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていたと確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【東京消防庁一同】 ありがとうございました。

【若林部会長】 どうもありがとうございました。ご退席をお願いします。

(東京消防庁退室)

【若林部会長】 こちらで議案は全て終了でよろしかったですよね。

それでは以上により本日の議案の審議を終了しますが、各事案の審議結果について再度確認をさせていただきます。事務局の皆さんが記録してくださっていると思いますので、要点の御説明をお願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 電子調達担当課長の武田でございます。本日は長時間ありが

とうございました。計6件、御審議いただきましたので、1件ずつ簡単に振り返りをさせていただきます。

まず議案1、－（非公表部分）－

それから、2番目の下水道局の案件につきましては、これは継続審議の事案でございます。いろいろこれまで御議論させていただきましたけれども、今後の契約の在り方について、今まで御説明等いろいろお話しさせていただいた中で、事業協同組合の必要性とか重要性、特殊性については御理解をいただいたということをお話をいただきましたけれども、それはそれとして、今後契約の在り方については考えていくべきではないかということ御意見をいただきましたので、局のほうを含めて、今後、事業者等のヒアリング等も含めて、検討を進めていくという話になったかと思えます。

それから、あとまた定期的に、状況をウォッチする仕組みが今のところはないような状況になっていますので、ここにつきましても今後どのようにできるのかということを検討していくというふうなお話になったかと思えます。

それから3点目でございます。警視庁の案件でございます。これにつきましては、もともと今、10者指名ということでやっておりますけれども、結果的に1者のみが入札をして、他者が辞退・不参という状況が続いておりますので、他府県等で受注した事業者を調べて、そこも対象にすべきではないかというような御意見をいただきました。ここにつきましては、今後調査をして検討していくというお話をさせていただいたことでございます。

それから、議案4の水道局の案件につきましては、入札において、質問回答を公表することにおいて、事業者数の推測の判断基準になるのではとか、あとは開札までの工期を短くすれば、もっと競争性が確保できるのではないかという委員の先生方からのお話がありましたけれども、ここについてはなかなか難しいというようなことで御議論をさせていただいたかと思っております。

それから、5番目につきましては、下水道局の案件でございます。ここも、下水道局のほうから、今、焼却炉でメーカーの独自技能技術が高いところにつきましては、特命随契でやらせていただいておりますけれども、それ以外の部分につきましては、競争入札で行っているという御説明をさせていただきました。

それで、いざとなつて、そのメーカーさんが事業をやめたりすることも今後想定をされますので、そういうときのために、東京都のほうにもらっている情報を基に発注できる体制を整えたほうがよいという御意見をいただいたところでございます。

それからあと、技術革新等で注目も高くなっておりますので、最善の交換時期等を検討していただきたいという御意見もいただいたところでございます。

それから最後の消防庁の案件になりますけれども、今は具体的に辞退理由を書いて、それに対して各局のほうで対応しているということで、よりよい効果ができているというお話もいただきました。今後、辞退理由等を一層具体的に書いてもらって、それに対する取組を推進していただいて、よりよい競争入札ができるような形にしていきたいという御意

見をいただきました。

全般として、意見の具申はないということで、取りまとめをさせていただきたいと思いません。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

【若林部会長】 ありがとうございます。審議結果としては以上のようなことで、委員の皆様、よろしいでしょうか。もし追加の御意見、御質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

【森岡委員】 取りまとめの文は、出来上がった文章などを拝見した上で、議事の実際のところと照らし合わせてコメントさせていただくことがあるかもしれません。

以上です。

【若林部会長】 事務局の皆様、よろしく申し上げます。

特に追加の意見としてはございませんので、先ほど申し上げた内容で審議結果を確定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了になります。最後に何か御発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局に進行をお返しいたします。よろしく申し上げます。

【小泉契約調整担当部長】 事務局でございます。それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には長い時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、最後になりますが、若林部会長が令和4年4月3日をもちまして、任期満了で御退任されます。第一監視部会といたしましては今回が最後となりますので、若林部会長より御挨拶いただければと存じますが、お願いできますでしょうか。

【若林部会長】 ありがとうございます。部会長を務めさせていただき、力不足、また至らない点等が多々あったかと存じますが、事務局の皆様、あと委員の皆様には御尽力いただきました結果、今日まで来られましたことを大変ありがたく思っております。皆様、本当にもうもありがとうございます。

8年間務めさせていただきましたが、意見等をさせていただいて、いろいろ審議・協議させていただく中で、すぐに御対応いただけたことや、正直もどかしい思いを残したものも数多くありまして、まだ入札の改革としては道半ばかと正直思っております。ただ、そのもどかしいと思う部分については、それだけ都が抱えているものが非常に大きい、それによって問題の根も深いというものが多くとっております。

それでも諦めることなく、少しでも改善していく方法はないか、もう少し検討の余地はないかというところを、残られる委員の皆様には引き続き御検討、そして御意見をいただければと思います。

ちょうど継続審議が今回審議としては終了しましたが、継続して今後も見えていただく機会もおありかと思えますし、それ以外の点も含め、今後ともどうぞよろしくお願ひいたしま

す。私としましては、委員は離れますが、今後とも興味を持って、皆様の御活躍と皆様の御努力、御尽力を注意深く見守らせていただきたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

【一同】 お疲れさまでございました。

【小泉契約調整担当部長】 若林部会長、8年もの間、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。ただ、全体会のほうはまだ任期中に予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員の皆様には引き続きお忙しい中御協力いただくこととなりますが、今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

本日は以上になります。本日は誠にありがとうございました。

【一同】 ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —